

主要事業評価シート(第1次実施計画/H29・30・R1年度)

① 基本 事項	計画コード	事業名	部名	健康福祉部
	17040	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業等)	課名	地域福祉課 福祉総務G
	施策の大綱	02:健康で生きがいを持てる暮らしの充実	財	会計
	基本施策	01:地域福祉力の向上	務	款
	施策の方向	04:低所得者への支援と自立支援の推進	科	項
戦略プロジェクト	-	目	01:社会福祉費	01:社会福祉総務費
事業予定期間	H 27 ~ R - 年度	主な根拠法令要綱等	生活困窮者自立支援法第4条、第5条、第6条第1項の第3号	

② 目的 概要	対象	生活困窮者
	目的	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になる恐れがある者に対して自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行された。 これに伴い、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金、任意事業の家計相談支援事業に取り組み、これまでの制度の狭間に置かれていた生活困窮者の自立の促進を図る。
	概要	①自立相談支援事業:個々のニーズに応じた支援プランを作成し、伴走的な支援を継続して行う。 ②住居確保給付金:離職等により住居を喪失する恐れのある者に対して、有期で家賃相当額を支給する。 ③家計相談支援事業:公的制度の利用支援や家計に関する相談支援を行うとともに資金の貸付の斡旋等を実施する。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
③ 事業 の 計画 ・ 実績	年度計画	《必須事業》 ①自立相談支援事業(国庫負担3/4) 相談窓口の開設(亀山市社会福祉協議会内) 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種の配置 ②住居確保給付金(国庫負担3/4) 原則3ヶ月、最長9ヶ月まで 《任意事業》 ③家計相談支援事業(国庫補助1/2) 家計相談支援員を1名配置	《必須事業》 ①自立相談支援事業(国庫負担3/4) 相談窓口の開設(亀山市社会福祉協議会内) 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種の配置 ②住居確保給付金(国庫負担3/4) 原則3ヶ月、最長9ヶ月まで 《任意事業》 ③家計相談支援事業(国庫補助1/2) 家計相談支援員を1名配置	《必須事業》 ①自立相談支援事業(国庫負担3/4) 相談窓口の開設(亀山市社会福祉協議会内) 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種の配置 ②住居確保給付金(国庫負担3/4) 原則3ヶ月、最長9ヶ月まで 《任意事業》 ③家計相談支援事業(国庫補助1/2) 家計相談支援員を1名配置	
	年度実績	①自立相談支援事業 主任相談支援員、相談支援員兼就労支援員の3職種2名を配置し、112件の新規相談があり、12件の支援プランを作成。 ②住居確保給付金 平成29年度支給実績なし。 ③家計相談支援事業 家計相談支援員を1名配置し、5件事業による支援を実施	①自立相談支援事業 主任相談支援員、相談支援員兼就労支援員の3職種2名を配置し、124件の新規相談があり、14件の支援プランを作成 ②住居確保給付金 平成30年度支給実績なし ③家計相談(改善)支援事業 家計相談支援員を1名配置し、9件事業による支援を実施		
事業 の 計画 ・ 実績	計画額	事業費	15,500千円	17,200千円	17,700千円
		国庫支出金	10,400千円	10,260千円	10,260千円
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	予算額	事業費	14,758千円	14,825千円	
		国庫支出金	10,062千円	10,080千円	
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	決算額	事業費 ①	14,516千円	14,077千円	
		国庫支出金	10,262千円	10,080千円	
		県支出金			
		地方債			
		その他			
人件費	一般財源	4,254千円	3,997千円	0千円	
	総人件費 ②	3,840千円	3,892千円		
	一般職員	3,840千円	3,892千円		
	所要人員	0.50	0.50		
	臨時職員等	0千円	0千円		
総コスト(①+②)		18,356千円	17,969千円		
受益者負担率		0.0%	0.0%		

				平成29年度	平成30年度	令和元年度	
④ 指標	①	名称	支援調整会議の開催回数	計画値	12	12	12
		活動	亀山市生活困窮者自立支援事業支援調整会議の年間開催回数	実績値	12	12	
				単位	回	回	回
	②	名称	相談窓口を利用した件数	計画値	330	330	330
		成果	相談窓口(社会福祉協議会)を利用した件数(延べ件数)	実績値	512	548	
				単位	件	件	件
	③	名称	家計相談の支援件数	計画値	50	50	50
		成果	家計相談を利用した件数(延べ件数)	実績値	70	93	
				単位	件	件	件

⑤ 事業の 改善 行動	前回評価	【前回評価の対応方針の概要を記入】 制度を知らない等の理由で潜在している生活困窮者が存在する可能性があるため、民生委員の地区単位での部会、協議会等の場で生活困窮者自立支援事業の説明を行うとともに、平成30年度に設置されたCSW(コミュニティソーシャルワーカー)等を活用した制度の周知を行う。
	改善行動	【前回評価の対応方針を踏まえ、どのような措置を講じたか】 平成30年度は地域まちづくり協議会(福祉委員等)に対して、地域福祉計画の概要とともに、主要な取組として地域福祉力強化推進事業の概要説明を行った。説明の中で、複合的な福祉課題を抱えた人は、生活困窮者も含まれていることから、地域の支援者にはまずは社会福祉協議会につないでいただくよう周知を行った。

		評価	(判定)
⑥ 事業の 評価	活動	【計画どおりに実施できたか】 従来通り新規相談者に対する支援プランや、継続して支援を実施している者に対する支援プランをきめ細やかに策定し、毎月開催する支援調整会議で支援プランを協議・決定し、世帯の自立に向けた支援を行った。その他、社会福祉協議会において「ふくし何でも相談」の窓口を開設し、複合的な福祉課題を抱えた者から相談を受け、潜在化している生活困窮者の発見にも努めた。	A 計画どおり実施できた
	成果	【成果は順調に上がったか】 平成30年度の新規相談件数は124件(月平均10.3件)と国が示す指標(人口10万人当たり26件/月、人口5万人当たり13件/月)をやや下回ったが、新規相談件数124件、延べ相談件数548件はともに前年度実績(新規相談件数:112件、延べ相談件数:512件)を上回った。支援プランを継続している対象者に対してきめ細やかに、適切な助言、支援を実施したことにより、支援プランを策定した14件のうち、プランの終結に至ったケースは5件あり、生活保護受給世帯になることなく、生活困窮者の経済的自立だけでなく、社会的自立に繋がった。	B まずまず成果を得た

⑦ 今後の 対応 方針	課題	【課題は何か】 新規相談件数124件のうち、就労可能世代(10~60歳代)からの相談が84件と半数以上を占めているが、一般就労につながった件数は4件のみであった。一般就労する上で、それに有する技能(技術)が不足し、採用に至らないケースや65歳未満であるものの、社会経験が乏しく、採用に至らないケースが顕在している。	今後の 方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 【その他の場合、その内容を記載】
	対応	【課題に対し、どのように対応するか】 平成30年10月に生活困窮者自立支援法が改正され、当市で実施している自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の三位一体で取り組むことで生活困窮者自身で就労、家計管理等ができるように求められていることから、生活困窮者が一般就労につながるよう、当市が未実施の就労準備支援事業の検討をしながら、現状実施しているハローワーク鈴鹿との巡回相談において、就労支援員と一層連携を図り、生活困窮者の自立につなげる。	
	効果	【対応することで、どのような効果が期待できるか】 生活困窮者の一般就労に向けた生活リズム等の基盤が改善され、就労意欲を促進させ、生活困窮者の更なる自立の促進が見込まれる。	
	対応時期		

【1次評価者】	健康福祉部 地域福祉課 福祉総務グループリーダー 小林 吉秋
【最終評価者】	健康福祉部 地域福祉課長 小林 恵太

(参考:前期基本計画期間(H29-R3)における評価履歴)

		H29	H30	R1	R2	R3
判定	活動	A	A			
	成果	B	B			